

定 款

株式会社ツクイホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ツクイホールディングスと称し、英文では、TSUKUI HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
2. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
3. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
4. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業および介護予防・日常生活支援総合事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
6. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
7. 医師の指示に基づく在宅医療事業
8. 薬局の経営
9. 処方箋による医薬品の調剤および販売
10. 医薬品、医薬部外品、医療用具、医療用消耗品の販売
11. 福祉用具の販売
12. 住宅改修事業
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業および地域生活支援事業、ならびに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
14. 有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業における介護サービスその他の提供
15. 介護保険法に基づく要介護認定の面接調査および申請代行業務
16. 高齢者等に対する介護サービス事業
17. 病院、診療所、企業および在宅者への給食の受託、配食および健康食品の販売
18. 高齢者等に対する移送業務
19. 高齢者等に対する緊急通報システム運營業務
20. ホームヘルパー等人材育成および職業能力開発のための教育事業
21. 在宅介護支援センター運營業務
22. 地域包括支援センター運營業務
23. 労働者派遣事業

24. 有料職業紹介事業
 25. 保育所および託児所の経営
 26. 乳幼児および児童の保育請負
 27. 損害保険代理業
 28. 旅行業法に基づく旅行業
 29. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
 30. 広告代理店業
 31. 総合建設業（土木、建築、設計施工）
 32. 宅地および建物取引業
 33. 不動産賃貸業
 34. 機械器具、車両等の各種動産および機械設備、建物附属設備およびコンピュータソフトウェア等の無体財産権のリースならびに売買
 35. 企業の販売促進の企画、立案、実施
 36. 食品・菓子・パン類の製造および販売、飲食店の営業および運営
 37. 冠婚葬祭に関する事業
 38. 電子商取引および通信販売事業
 39. 医療・介護・福祉に関する情報提供、研修事業
 40. 医療・介護・福祉施設およびその他企業の事務の受託、運営支援業務
 41. 前各号に関するコンサルタント業務
 42. 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の業務を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、122,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、法令の定めによるべき場合はこの限りでない。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。
- 2 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第30条 監査等委員会は、法令に定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令、本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第40条 剰余金の期末配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、1969年 6月 2日から施行する。

(改正 1977年10月 1日)

(改正 1978年11月 1日)

(改正 1985年 9月13日)

(改正 1986年 9月20日)

(改正 1993年 6月25日)

(改正 1999年12月22日)

(改正 2000年 8月29日)

(改正 2000年11月27日)

(改正 2001年 2月28日)

(改正 2002年 3月13日)

(改正 2002年 6月25日)

(改正 2002年 8月29日)

(改正 2003年 6月26日)
(改正 2003年 9月11日)
(改正 2004年 6月29日)
(改正 2005年 6月29日)
(改正 2006年 6月29日)
(改正 2007年 6月28日)
(改正 2008年 6月27日)
(改正 2009年 6月24日)
(改正 2009年10月 1日)
(改正 2010年 1月 6日)
(改正 2013年 4月 1日)
(改正 2013年 6月25日)
(改正 2014年 6月24日)
(改正 2015年 6月24日)
(改正 2016年 6月28日)
(改正 2016年 9月 1日)
(改正 2017年 6月27日)
(改正 2020年 6月23日)
(改正 2020年10月 1日)

第2条 当社は、第48期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得ることを条件に、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3条 当社は、第48期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。